

INDEX

- ・居宅サービスでの加算届提出用アプリ運用終了について(令和7年11月～)
- ・人材育成促進支援事業 交付申請書の受付を開始しました！
- ・居住支援特別手当事業に関するお知らせ
- ・東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業
- ・「令和7年度生産性向上セミナー ～働きやすい職場環境づくり～」(動画配信形式)開催のお知らせ【9月30日(火)申込受付開始！】
- ・「令和7年度訪問介護員補助者同行支援補助金」及び「令和7年度訪問系介護サービス事業所に対する防犯機器等導入支援補助金」について、交付申請を受付中です！
- ・令和7年度 訪問看護にかかる支援策について
- ・老健空床情報検索システムをご活用ください！
- ・西多摩特養ガイドをご活用ください！
- ・東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第2回)
- ・「日本版BPSDケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第4期)の御案内
- ・福祉サービス第三者評価について、パネル展示・デジタルサイネージ掲示を実施します！
- ・東京都消費生活総合センターからのお願い Part6 &「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

お知らせ

令和7年10月1日発行第255号

○ 居宅サービスでの加算届提出用アプリ運用終了について(令和7年11月～)

東京都では、居宅サービス事業者の皆様からの各種申請手続きの電子化を進めており、令和7年8月1日から、居宅サービス(特定施設入居者生活介護を除く)の変更届・加算届に関して「電子申請・届出システム」での受付を開始しております。

加算届については、これまで「居宅サービス事業所加算届提出用アプリ」(以下、「加算届提出用アプリ」)にて受け付けておりましたが、**令和7年10月末をもって加算届提出用アプリの運用は終了**し、電子申請・届出システムまたは郵送での受付となります。加算届の提出を予定されている場合、お早目の準備・提出をお願いします。

「電子申請・届出システム」での提出にあたっては、GビズIDの取得が必要となります。介護サービス事業者の皆様におかれましては、下記についてご確認いただき、電子申請に必要な準備を済ませていただくようお願いいたします。

※令和7年10月末までは、加算届提出用アプリ、電子申請・届出システムいずれの方法でも加算届を受け付けます。

※オンライン申請を希望しない場合は、従来どおり、郵送による提出も受付いたします。ただし、令和8年度には原則オンライン申請となる予定ですので、ご注意ください。

「電子申請・届出システム」による申請方法について

- ・Gビズは、行政サービスを利用するための共通認証システムで、電子申請にあたってはGビズIDのアカウント作成が必要になります。以下のリンク先、デジタル庁のホームページから申請します。デジタル庁ホームページ：<https://gbiz-id.go.jp/top/>



- ・GビズIDのアカウントの作成方法については「介護サービス情報公表システムを活用したオンラインによる指定申請の手引き(事業所向け)」をご確認ください。

【東京都福祉局 HP 掲載リンク】(P11～34「GビズIDの取得」)

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/documents/d/fukushi/jigyosyamuke_tebiki-pdf



- ・「電子申請・届出システム」ログイン画面

<https://www.kaigokensaku.mhlw.go.jp/shinsei/>

- ・加算届の掲載 HP

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib

「既に指定を受けた介護事業者の皆様へ」から、該当サービスのページにお進みください。

問合せ先

- ・**GBIZIDに関すること**

GBIZIDヘルプデスク

TEL:0570-023-797 ※受付時間 9:00～17:00(土・日・祝日、年末年始を除く)

メール:<https://gbiz-id.go.jp/top/contact/contact.html>

- ・**居宅サービスに係る電子申請・届出システムによる申請に関すること**

公益財団法人東京都福祉保健財団 事業者支援部 介護事業者指定室

①電子申請・届出システムによる申請に関するお問合せ先 TEL:03-3344-7270

②新規指定申請、変更届等に関するお問い合わせ先 TEL:03-3344-8517

※受付時間 9:30～17:30(土・日・祝日、年末年始を除く)

- ・本件に関するその他のお問合せ、事業所運営や介護報酬の制度に関する問合せは、原則、以下のお問い合わせフォームからお願いしております。

東京都福祉局＞高齢者＞東京都介護サービス情報

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/kaigo_lib/index.html

※「＜質問フォーム＞都指定の居宅サービスに関するご質問はこちらから」からアクセスください。



○ 人材育成促進支援事業 交付申請書の受付を開始しました！

お知らせ

東京都では、「人材育成促進支援事業」の交付申請書の受付を開始いたします。本事業では、介護サービスを効率的・継続的に提供するために、人材育成の仕組みの構築・改善に取り組む事業所を支援します。

詳細について、下記の通りご案内させていただきます。

東京都福祉保健財団のホームページに提出書類の詳細やQA、利用の手引きについて掲載しておりますので、合わせてご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●事業について

事業所が生産性向上に向けて人材育成の仕組みの構築又は改善を実施した場合に要する以下の費用について、補助いたします。

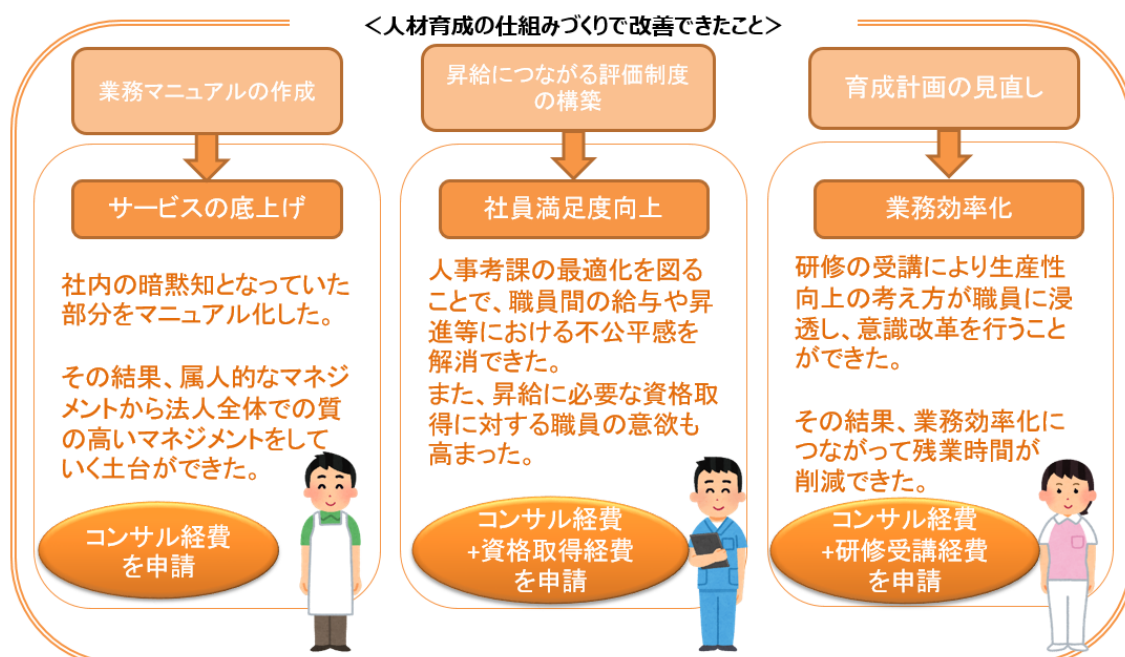
補助対象経費	具体例
①コンサルティング経費	・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う給与表の改定、就業規則の変更などに当たって、社会保険労務士に対して支払った謝礼金 ・事業所内の人材育成の仕組みの構築や改善に伴う人事制度の再構築等に当たって、経営コンサルタントに支払った謝礼金
②研修受講及び資格取得経費	・事業所における人材育成の仕組みに位置付けられている(又は予定である)研修の受講又は資格取得に係る経費 ※介護プロフェッショナルキャリア段位制度のレベル認定申請手数料など、研修受講・資格取得に伴う手数料を含む。
③代替職員経費 ※②の申請がある場合のみ、 ③の申請可	・本事業を活用して職員に研修を受講させたり資格を取得させたりする間、当該職員の不在期間中に、代替で業務を行った時間数に相当する事業所内の介護職員の残業手当、人材派遣職員の派遣料、非常勤職員の給与

1 事業所あたり補助上限額：35万円
補助率：10/10

対象事業所：都内の介護サービス事業所。ただし、今年度キャリアパス導入促進事業補助金を申請する事業所及び過年度に本補助の交付を受けた事業所を除く。**令和6年度より、居宅介護支援、介護予防支援事業所も対象に追加されました！**

●本補助金の活用事例について

過去に本事業を活用した事業所の取り組みを紹介します。



●交付申請書の提出について

(1) 交付申請書で確認する内容

生産性向上に向けた人材育成の仕組みの構築又は改善に係る、コンサルティング経費・研修受講及び資格取得経費・代替職員経費の支出予定額、事業所内の人材育成の仕組みに関する現状及び課題認識 等

(2) 提出期限

令和7年11月7日（金曜日）【必着】

(3) 提出書類

以下の、東京都福祉保健財団のホームページに掲載しておりますので、ご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/jinzai/>

●問合せ先等

〒163-0719

東京都新宿区西新宿2-7-1 新宿第一生命ビルディング19階

公益財団法人東京都福祉保健財団

福祉情報部 福祉人材対策室 介護現場改革担当(補助金)

電話 03-3344-8532

○ ★ 居住支援特別手当事業に関するお知らせ ★

お知らせ

(1) R7年度交付申請を受付中！未申請の事業者はお早めに

(2) 伴走型申請支援について

(1) 令和7年度「介護職員・介護支援専門員居住支援特別手当事業」の交付申請を受付中

昨年度は多くのご申請をいただき、現場の職員の方からも喜びの声を頂戴しております。未申請の法人におかれましてはお早めにお手続きください。事業の説明動画や資料、申請の手続方法は下記ポータルサイトをご覧ください。

【令和7年度交付申請 受付期限】 12月26日(金)まで

● 居住支援特別手当ポータルサイト

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp>

【事業概要】

○ 住居費等生活コストの高い東京の実情を踏まえ、介護報酬の国の見直しが講じられるまでの間、介護職員及び介護支援専門員に対して、居住支援特別手当を支給する介護保険サービス事業所を支援します。

【支給額】

○ 職員 1 人当たり年間最大 24 万円
(月1万円+勤続年数が1年目から5年目までの介護職員には月1万円加算)

(2) 伴走型申請支援について

就業規則を改定したけど申請方法や申請様式の作成で行き詰っている…とお困りのご担当者様へ、事務局が個別にサポートします！

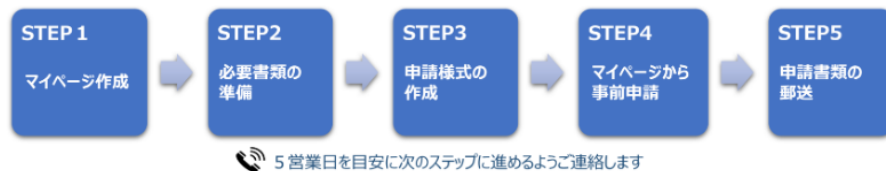
窓口は 19 時 30 分まで開設しており、ご都合にあわせてご利用いただけます。

具体的には、以下の STEP1～5の申請完了に至るまでの手続きについて、電話連絡によりご希望を踏まえながら支援しますので、ぜひご活用ください。

※様式の作成や申請を代行するものではありません。

● 東京都居住支援特別手当事業 申請支援について(令和7年度)

<https://www.kyojushientokubetsuteate.jp/support.html>



(対象) 令和7年度未申請で、居住支援特別手当に係る就業規則等の改定を既に済ませている事業者様

(実施期間) 令和7年9月1日(月)～12月26日(金) ※お申し込みは11月7日(金)まで

伴走型支援の申請・お問い合わせ

03-6821-1760(9:00～19:30) ※土曜日、日曜日、祝休日は除く

【お問い合わせ】

東京都居住支援特別手当事務局 (電話 03-4500-0111)

○東京都介護職員宿舎借り上げ支援事業

お知らせ

【1】交付申請書受付のご案内（（ア）福祉避難所・（イ）災害時協定締結事業所・（ウ）災害要件なし事業所） 【2】説明会（第2期）のご案内

【1】交付申請書受付のご案内

（（ア）福祉避難所・（イ）災害時協定締結事業所・（ウ）災害要件なし事業所）

本事業においては、以下のとおり交付申請書の受付を開始します。

今年度の助成金申請にあたっては、必ずご提出ください。

○交付申請書受付期間

令和7年11月4日（火）～11月21日（金）（必着）：申請区分（ア）及び申請区分（イ）

令和7年11月4日（火）～11月28日（金）（必着）：申請区分（ウ）

※交付申請に使用する様式類は、当財団のホームページに近日掲載予定です。

申請区分（ウ）の助成金の手引、記入例集はすでに掲載していますのでご参照ください。

【2】説明会（第2期）のご案内

申請をご検討中の法人や既に申請している法人を対象に説明会を開催します。

ぜひ奮ってご参加下さい。（事前申込制）

◇ 内容

- ・事業概要（助成内容、スケジュール等）
- ・申請区分（ウ）災害要件なし事業所における交付申請書等の作成方法

◇ 開催日程等

日 付	開始時刻	定 員	申込締切日
10月24日（金）	10：00～	100名	10月20日（月）

◇ 説明会会場

公益財団法人東京都福祉保健財団

東京都新宿区西新宿二丁目7番1号 新宿第一生命ビルディング 19階多目的室1

⇒ 説明会の詳細や申込については、東京都福祉保健財団の下記ページよりご確認ください。

<https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/setumeikai/>

【問合せ先】

公益財団法人東京都福祉保健財団

事業者支援部 運営支援室 宿舎借り上げ支援事業担当（介護）

TEL 03-3344-8548

ホームページ <https://www.fukushizaidan.jp/304shukusha/>

○「令和7年度生産性向上セミナー ～働きやすい職場環境づくり～」(動画配信

形式) 開催のお知らせ 【9月30日(火) 申込受付開始!】

お知らせ

公益財団法人東京都福祉保健財団 介護現場改革促進等事業

視聴
無料

経営層必見!

令和7年度 生産性向上セミナー 働きやすい職場環境づくり

人材不足が深刻化する介護現場で、今後も質の高いサービスを継続的に提供していくためには、**職員の離職を防ぎ、多様な人材が働きやすく、働きがいのある職場環境をつくる**ことが大変重要です。そのような職場環境を構築していくには何が必要なのか?本セミナーでは、そのポイントをお伝えします。

●受講者の声



コミュニケーション、チームワーク、
情報共有など、職場環境に必要なものは何かを知ることが出来ました!

具体的な取組について知ることができ、
すぐに実践したいと思える内容があり、
非常に参考になりました!



●対象事業所・推奨する受講者

都内介護事業所、運営法人の経営者または管理者、サービス提供責任者等

●配信期間:10月31日(金)~12月17日(水)

●配信内容(約100分)

	カリキュラム	内容
	1 働きやすさとは	離職理由から見る、働きやすさのポイント
第1部	2 良好な人間関係が働きやすさをつくる	・良好な人間関係とは ・良い人間関係構築のための実践ポイント
	3 成長とやりがいを支える仕掛け	・内発的動機づけを高めるには ・目標設定のポイント
	4 事例紹介	都内介護事業所の取組事例
第2部	5 様々な事情の現状把握	人口減少社会、男性育休の取得率の変遷、 病気、不妊治療、介護離職・ビジネスケアラーについて
	6 制度構築	登録ヘルパー契約形態の確認 労働時間・休日・休暇制度の見直し

●申込方法

オンライン受付システムにログインし、**施設・事業所毎**にお申込みください。
詳しいお申込み方法は、財団ホームページをご覧ください。



オンライン受付システム

東京都福祉保健財団 生産性向上 働きやすい職場環境

●申込期間

9月30日(火)～12月1日(月)

お申込日に応じて順次受講できます。詳しいスケジュールは財団ホームページをご覧ください。

【オンライン受付システム】

https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/ikusei_seminar/

【財団ホームページ】

https://www.fukushizaidan.jp/206genbakaikaku/ikusei_seminar/



●お問い合わせ

介護職場サポートセンターTOKYO

～いきいきと働ける職場改善に取り組む事業所の皆様に応援します～

公益財団法人東京都福祉保健財団 福祉情報部 福祉人材対策室

介護現場改革担当(セミナー) 富山・南

TEL:03-3344-7275

FAX:03-3344-8531

メール:genbakaikaku-seminar@fukushizaidan.jp



働きやすい職場環境づくりセミナー
ホームページ

○「令和7年度訪問介護員補助者同行支援補助金」及び「令和7年度訪問系介護サービス事業所に対する防犯機器等導入支援補助金」について、交付申請を受付中です！

東京都では、「介護現場におけるカスタマーハラスメント対策強化事業」の一環として、訪問系介護サービス事業所を対象とした「令和7年度訪問介護員補助者同行支援補助金」及び「令和7年度訪問系介護サービス事業所に対する防犯機器等導入支援補助金」事業を今年度より新たに実施いたします。

10月10日(金)まで申請を受け付けておりますので、ぜひ活用について御検討ください。

なお、申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。

補助金名	①訪問介護員補助者同行支援	②防犯機器等導入支援
対象事業者	交付申請日時点で都内において下記サービスの指定を受けている事業所 訪問介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、夜間対応型訪問介護 定期巡回・随時対応型介護看護、小規模多機能型居宅介護 看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援	
対象経費	カスタマーハラスメントに対応するため複数人による訪問を行った際に同行者に支払う謝金 ※ただし、次の(1)から(3)までに掲げる要件のいずれにも該当すること。 (1)利用者等によるカスタマーハラスメントが発生している又は発生するおそれがあることから、複数人による訪問が必要であると知事が認めること。 (2)利用者からの暴力行為、著しい迷惑行為、器物破損行為等が認められ、複数人による訪問が必要なケースにもかかわらず、複数人による訪問を行うことに利用者等の同意が得られず介護報酬の加算等が適用できないこと。 (3)補助の対象となる謝金を受領する同行者が、実施要綱に定める介護事業者向けカスタマーハラスメント対策説明会(以下「対策説明会」という。)を聴講すること。	訪問介護員等に対するハラスメント対策として、セキュリティ確保に必要な以下の防犯機器の初度整備に係る経費 (1)防犯ブザー 危険を察知した際に大音量で周囲に知らせるための端末 (2)防犯ボタン付きセキュリティ端末 位置検索機能及び緊急時における警備会社への通報機能を有する端末 (3)ボイスレコーダー ハラスメント行為を録音するために使用する機器 ※防犯機器の運用に係るランニングコスト(月額使用料等)等に係る経費は補助対象外とする。
補助額	1回の介護サービス等に要した時間及び訪問先と事業所との往復の時間に対する給与相当額(1時間当たり 1,700 円を上限とする。)	1 事業所あたり 10 万円まで
補助率	4分の3	2分の1

申請方法	事業の詳細や申請方法については、下記の専用ホームページにてご確認ください。 https://tokyo-fukushi-kaigo-customer-harassment.pages.dev 【交付申請受付期間】 令和7年 10 月 10 日(金)【必着】まで なお、<u>申請期限を過ぎたものについては、補助対象期間内に経費が発生していたとしても交付ができないため、当該年度に経費が発生する見込みがある場合は、必ず申請期間内のご申請をお願いいたします。</u> 
お問合せ先	東京都介護現場カスタマーハラスメント対策強化事業 補助金事務局 TEL:03-6626-4942

○ 令和7年度 訪問看護にかかる支援策について

お知らせ

東京都では、地域包括ケアの深化・推進を図るため、在宅療養の中心的な役割を担う訪問看護ステーションへさまざまな支援を行っており、令和7年度も東京都訪問看護推進総合事業として、補助金事業や研修事業などを実施しています。

各事業の申請方法や提出書類等の最新情報は、随時東京都ホームページにてご案内いたしますので、申請される場合は必ずご確認ください。

【ホームページ】東京都福祉局＞高齢者＞介護保険＞訪問看護推進総合事業

<https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/kourei/hoken/houkan/index.html>



東京都訪問看護推進総合事業

<R7年度東京都訪問看護推進総合事業>

	事業名	申請期限等
補助金事業	(1) 認定看護師資格取得支援事業 認定分野: 訪問看護(在宅ケア)、皮膚・排泄ケア、認知症看護、緩和ケア 特定行為研修: 共通科目、在宅療養にかかる科目	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金)
	(2) 訪問看護ステーション等事務職員雇用支援事業	7月18日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する事務職員について申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
	(3) 訪問看護ステーション代替職員(産休等)確保支援事業	1回目 5月30日(金) 2回目 10月31日(金) 3回目 1月30日(金)
	(4) 新任訪問看護師育成支援事業 ★新卒に限らず、訪問看護が未経験であれば対象です。	6月27日(金) 締切は終了しておりますが、今年度雇用する新任の訪問看護師について補助金の申請を行える場合がありますので、ホームページの補助要件をご確認のうえ、お問合せください。
その他の取組	東京都訪問看護教育ステーション※都内22か所で実施 ■訪問看護ステーション体験・研修(同行訪問等) ■ステーションからの相談対応 ■勉強会や合同カンファレンス ■地域の病院等での訪問看護師に必要な知識・技術習得のための研修	訪問看護体験・研修の申込受付中！ 各教育ステーションへ直接お申込ください。
	管理者指導者育成研修 ※(公財)東京都福祉保健財団に委託して実施します。	(1) 育成定着推進・基礎実務・経営安定コース 受付終了しています。 (2) 看多機実務研修コース 12月実施予定 ※詳細は別途ご案内いたします。
	いきいき・あんしん在宅療養サポート訪問看護人材育成支援事業 在宅療養訪問看護シミュレーション研修 ※東京都立大学法人に委託して実施します。	研修の申込受付中！ 9-11月テーマ「終末期におけるアセスメントと報告」 ※詳細は、委託先のホームページをご覧ください。 https://ikiikianshin.com/

	訪問看護人材確保事業 「その人らしい生き方を支える訪問看護の魅力」 ※東京都看護協会に委託して実施します。	12月6日(土)開催 12:00～16:00 会場:公益社団法人東京都看護協会 1 階大 研修室 ※詳細は東京都看護協会ホームページを ご覧ください。 https://www.tna.or.jp/
	訪問看護オンデマンド研修の動画公開中	令和元年度から令和3年度にかけて実施し た「訪問看護師オンデマンド研修事業」の e ラーニング研修の動画を公開しています。 訪問看護職等のスキルアップのために、ぜ ひご活用ください！ https://youtube.com/playlist?list=PLQMhyNB4gRZnyDTIzPTAr5MPDQTri9STE  ※本動画のリンクを、関係者以外に広く共 有することや、「公開」設定となっている再生 リストへの追加はお控えください。

【お問合せ先】

在宅支援課 介護医療連携推進担当 TEL03-5000-7560

○老健空床情報検索システムをご活用ください！

お知らせ

一般社団法人東京都老人保健施設協会の設置する老健空床情報検索システムでは、入所・ショートステイ・通所リハビリテーションの空き情報と、訪問リハビリテーションを調べることができます。

医療的管理を必要とする方の受け入れ状況や申込方法も閲覧可能ですので、ぜひご活用ください！

【URL】 <https://www.roken-tokyo.or.jp/kensaku/>

【問い合わせ先】 一般社団法人東京都老人保健施設協会事務局

電話:03-6380-4351



老健空床情報検索システム

○ 西多摩特養ガイドをご活用ください！

お知らせ

西多摩特養ガイドでは、東京都西部(8市町村)の特別養護老人ホームについて、各施設の特徴や入所までの期間による検索ができます。

気になる施設にその場で一括申込や資料請求をすることもできますので、ぜひご活用ください！

【URL】 <https://www.nishitama.jp/>

【問い合わせ先】 西多摩特養ガイド事務局

メール: tokuyo@nishitama.jp



西多摩特養ガイド

「どこか懐かしい。そして温かい。」

西多摩地域は東京都心から西へ約60分。四季折々の自然美が心安らぐアクセス便利な別天地です。ベッドタウンとして多くの人が暮らす日常があります。

そして、土地に根ざれたことから、特別養護老人ホームの数が多く、23区に比べてゆとりがあります。私たちと一緒に大きな空の下で、澄んだ空気を味わい、都民の心を潤す清流を地く山なみを眺めながら、穏やかな老後を過ごしませんか。

西多摩エリアは都心から車でも電車でも大体60分

西多摩の特養施設をご検討ください

東京都西部の8市町村(あきる野市、青梅市、羽村市、福生市、瑞穂町、奥多摩町、日の出町、檜原村)には、多くの特別養護老人ホームがあります。空き状況が一目でわかる便利な西多摩特養ガイドを活用して、入所をご検討下さい。

ご家族の方へ

「特養を探してるけど、すぐ入れるところがない」
「ずっと待っているけど、順番が来ない」
「充分な介護ができなくなってきた」

そんなお悩みはありませんか。西多摩地域には車や公共機関でのアクセスが便利な施設もたくさんあります。ご入居者様も自然が身近な環境と澄んだ空気の中でのびのび過ごせます。ご面会の際には、ご入居者様が日々暮らす西多摩の自然美を合わせてお楽しみください。

ご紹介くださる方へ

特にお食事の方、居る方、長い特養期間でご本人やご家族がお疲れの時など、私たちがお役にたてます。長年都心部で暮らしてきた方でも、地方のご出身だったり、自然や旅行が好きな方はたくさんいらっしゃるでしょう。そんな方々にとって、西多摩地域は、どこか懐かしい故郷のような心休まる場所です。

一方、街でお買い物等を楽しめる施設もあります。ぜひ、特養ガイドを活用し気軽にコンタクトください。

ようこそ！西多摩へ

特養ガイド

「探せる」「選べる」「決まる」
特別養護老人ホーム探しの決定版

西多摩特養ガイド 検索

<https://www.nishitama.jp/>

西多摩特養ガイド事務局
tokuyo@nishitama.jp

○東京都病院勤務以外の看護師等認知症対応力向上研修(第2回)

日頃から高齢者と接する機会の多い、病院勤務以外の医療従事者を対象とした認知症に関する研修会を開催します。

地域の中で認知症の疑いのある人に早期に気づき、認知症のある人や家族を支えるために必要な基本知識やケアの原則、医療と介護の連携の重要性等の知識についての研修を実施いたします。本研修を修了し、要件を満たした方には、東京都より修了証書が発行されます。

認知症に関する基本知識やコミュニケーション、意思決定支援に関すること等について学びたい医療従事者の方、ぜひ御受講ください！！

【対象】

東京都内の診療所・訪問看護ステーション・地域包括支援センター・行政・介護事業所・介護福祉施設・障害福祉施設に勤務する、看護師、保健師、理学療法士、歯科衛生士等の医療従事者

【開催日時】令和7年11月30日(日)12時30分～16時15分

【研修内容】

- 1 東京都における認知症施策
講師 福祉局高齢者施策推進部認知症施策推進担当課長
- 2 認知症の基本的知識
講師 小川 勝 氏(医療法人社団実勝会 理事長・小川クリニック院長)
- 3 認知症ケアの実際
講師 林 絵美子 氏(わそら街なかナースステーション 訪問看護師)
- 4 認知症の人の意思決定の支援
講師 稲葉 一人 氏(いなば法律事務所 代表 弁護士/元裁判官)
質疑応答・意見交換

【開催方法】オンライン開催

【申込期間】令和7年10月1日(水)～11月17日(月)

【定員】400名

【費用】無料(WEBによる研修視聴時のデータ通信料は本人負担となります。)

【申込方法】

公益社団法人東京都看護協会ホームページの申込フォームから。
10月1日(水)から申込を開始します。11月17日(月)までにお申し込みください。

〈東京都看護協会HP〉

<https://www.tna.or.jp/nurse/entrusted/dementia/>

【研修に関する問合せ先】

公益社団法人東京都看護協会 事業部事業課

TEL 03-6300-5398 e-mail jigyok6@tna.or.jp

○「日本版 BPSD ケアプログラム」アドミニストレーター養成研修(第4期)の御案内

お知らせ

東京都では、日本版BPSD ケアプログラム(※)のアドミニストレーター養成研修を、令和6年度介護報酬改定で創設された「認知症チームケア推進加算」の算定要件とされている認知症チームケア推進研修として実施しています。

※ 東京都では、公益財団法人東京都医学総合研究所と協働して、スウェーデンのケアプログラムをもとに、「日本版 BPSD ケアプログラム」を開発し、その普及を通じて認知症ケアの質の向上に取り組んでいます。このケアプログラムは、介護サービス事業所や地域において、認知症ケアの質の向上のための取組を推進する人材を養成するとともに、BPSD の症状を「見える化」するオンラインシステムを活用し、ケアに関わる担当者の情報共有や一貫したケアの提供をサポートするものです。

この度、第4期のアドミニストレーター養成研修(e ラーニング)を開催しますので、ご参加を希望の方は、お申し込みください。※9月29日(月)東京都 HP 掲載予定。

【東京都 HP(認知症ケアプログラムについて)】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/index.html

【認知症チームケア推進加算について】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi//torikumi/careprogram/shinkasan/index.html

【東京都 HP(アドミニストレーター養成研修(都実施分について))】

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html

＜アドミニストレーター養成研修(e ラーニング)について＞※第4期

【形 式】**e ラーニング研修**(標準所要時間 4 時間)

【目 的】介護サービス事業所等の職員が、ケアプログラムを実践するための「アドミニストレーター」として、必要な知識及び技術を習得する。

【開講期間】**令和7年10月20日(月)～令和7年11月14日(金)**

【募集期間】令和7年9月29日(月)～令和7年10月24日(金)(予定)

【対 象】下記の3条件を**全て満たす**介護サービス事業所及び介護保険施設等の職員

① 東京都内に所在する事業所等であること。

② ケアプログラムの申請窓口となっていない区市町村に所在する事業所等であること。

※ケアプログラムを利用している区市町村に所在する場合は、区市町村が実施するアドミニストレーター研修をご受講ください。

※ケアプログラムの申請窓口となっている区市町村の一覧は、下記 URL をご参照ください。

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/kushityousen/index.html

③ アドミニストレーター研修修了後、別途実施するフォローアップ研修(ZOOM によるオンライン形式で120分×2日間)に参加できる者であること。

※ただし、受講者数により、希望される時期のフォローアップ研修に参加できない場合があります。

アドミニストレーター研修を受講された方は、フォローアップ研修も受講する必要があります。

＜令和7年度 第4期フォローアップ研修日程＞

1日目:11月28日(金)

2日目:1月30日(金)

※研修時間:午前10～12時、午後2～4時

【費 用】無料

【申込方法】東京都 HP 上の参加申込フォームから、**【10月24日(金曜日)】**までにお申し込みください。

＜東京都 HP(アドミニストレーター研修(都実施分について))＞※再掲

https://www.fukushi.metro.tokyo.lg.jp/zaishien/ninchishou_navi/torikumi/careprogram/administrator/index.html

【お問い合わせ先】

東京都 福祉局 高齢者施策推進部 在宅支援課 認知症支援担当

TEL 03-5320-4277

○福祉サービス第三者評価について、

お知らせ

パネル展示・デジタルサイネージ掲示を実施します！

東京都は、福祉サービス第三者評価を多くの都民や事業者に知っていただくために、次のとおり、パネル展示及びデジタルサイネージでの掲示を実施します。

新宿にお越しの際は、ぜひご覧ください。

【パネル展示】

期間 10月14日（火曜日）～10月17日（金曜日）

場所 東京都庁 第一本庁舎 1階中央

【デジタルサイネージ掲示】

期間 10月1日（水曜日）～10月31日（金曜日）

場所 新宿駅西口地下 動く歩道（南側）

柱面デジタルサイネージ



＜参考：福祉サービス第三者評価とは＞

第三者の目から見た評価結果を幅広く利用者や事業者に公表することにより、利用者に対する情報提供を行うとともに、サービスの質の向上に向けた事業者の取り組みを促すことで、利用者本位の福祉の実現を目指すものです。

詳しくは、以下のHPをご覧ください。

＜昨年度のパネル展示の様子＞

東京動画：「福祉サービス第三者評価」って知っています？

<https://tokyodouga.metro.tokyo.lg.jp/cwz4zfjlew0.html>

【問合せ先】

- ・東京都福祉サービス評価推進機構
（公益財団法人 東京都福祉保健財団 福祉情報部 評価支援室）
電話：03-3344-8515
- ・東京都 福祉局 指導監査部 評価推進担当
電話：03-5320-4035



「高齢者見守り人材向け出前講座」のご案内

■ 見守る方へ、東京都消費生活総合センターからのお願い Part6

不審なガス点検やその点検をきっかけにした給湯器の交換トラブルが激増しています！！

東京都消費生活総合センターから「令和6年度消費生活相談年報」が公表されました。60歳以上の高齢者の相談は、令和5年度の43,492件から47,182件へと増加し、全相談件数に占める高齢者相談の割合も33.5%から35.6%へと増加、高止まりの状況が続いています。また、相談内容に関するキーワードを対前年度比で見ると、家庭訪問が18.5%、電話勧誘も38.5%の増加になっているなど、在宅時間の長い高齢者が、変わらず被害にあいやすい状況に置かれているものと推察されます。そんな中、今回は対前年度比307.1%と被害が激増している「給湯器の交換工事」について情報提供します。

この被害は、「無料で給湯器を点検してあげる」といって突然訪問してきたり、事前に電話がかかってくることから始まります。「無料ならいいか」と思い、点検を承諾すると、「給湯器が古いので交換したほうがいい」といわれ契約を締結させられてしまいます。中には「給湯器は10年ごと買い替える必要がある」と事実ではないこと(嘘)を告げられ、契約させられているケースも見受けられます。

契約金額は10万円以上30万円未満が最も多いですが、高齢者に判断力の低下が見受けられる場合や、経済的余裕があると事業者に見抜かれてしまった場合などは、さらに必要のない床下の配管工事契約なども一緒に締結させられ、100万円近い工事金額になることもあります。

対処方法ですが、まずはクーリング・オフができないかどうか、お近くの消費生活センターにご相談ください。もし、契約書を受け取ってから8日間が経過していたとしても、契約書の記載内容に不備があればクーリング・オフができる場合もありますし、勧誘方法そのものに問題(嘘を言われているなど)があれば、契約の取消しをはじめ、減額交渉が可能な場合もあります。センターでは交渉を通して事業者とのトラブルを解決へと導きます。

ご不明な点は、みなさまから消費生活センター(188)にご相談いただいてもかまいません。みなさまの日ごろの見守りが高齢者を悪質な消費者被害から守ります！

■ 高齢者見守り人材向け出前講座のご案内

高齢者を狙う悪質商法は、社会的に大きな問題になっています。高齢者の消費者被害を未然に防ぐ、又は早期に発見するために、高齢者を見守る方々のご協力が大変重要です。

東京都では介護事業者、ケアマネジャー、ホームヘルパーの方々をはじめとする地域の高齢者見守りネットワークのメンバー等を対象に、都内各地で出前講座を開催しています。

この講座では、消費生活問題に詳しい相談員などが講師として皆さまのもとに伺い、

◎高齢者を狙う悪質商法の手口と対処法

◎周囲の方の『高齢者見守り』のポイント

◎被害に気づいた場合の対応(消費生活センターへの相談方法等)

などについて、消費者被害の問題にあまり馴染みがない方にも分かりやすくご説明します。

また、**講座のテキストとして、受講後も役立つ「高齢者見守りハンドブック」を配布します。**高齢者の身近で見守りを行う方々の受講をお待ちしています。ぜひご活用ください。

派遣期間：2025年4月1日から2026年3月31日まで ★土日祝日も実施できます！★

※状況により休止となる場合があります。詳細は「くらしWEB」(下記)を参照のこと。)

講義時間：原則 午前10時から午後8時までの間で、1～2時間程度

(この時間帯以外をご希望の場合はご相談ください。)

派遣場所：都内のご希望の場所(島しょ地域を除く。)

費用：**無 料**

申込条件：●申込者…都内の地域包括支援センター、介護事業者、社会福祉協議会、民生・児童委員、金融機関、宅配事業者、町会・自治会の他、地域の高齢者見守りネットワークの関係者、区市町村等

●受講者…原則10人以上

申込受付：2025年4月1日から2026年3月10日まで(先着200回までで受付終了となります。)

申込方法：下記URL(東京くらしWEB)から申込用紙をダウンロードし、必要事項を記入の上、実施希望日の3週間前までに下記申込先までメールまたはFAXでお申し込みください。

★申込用紙(チラシ)は、都・区市町村の消費生活センター窓口等でも入手できます★

【東京都生活文化局HP】東京くらしWEB

https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/manabitai/de_koza/kourei.html

<トップ⇒消費者教育⇒出前講座(講師派遣)⇒高齢者見守り人材向け出前講座>

【お申込・お問合せ先】(公社)全国消費生活相談員協会 事務局

TEL03-5614-0635(月～金曜日<祝日・年末年始除く>午前9時30分～午後5時)

講座申込メール: Tmimamori@zenso.or.jp

FAX: 03-5614-0743

*この事業は、東京都が上記の事業者に実施委託をしております。

【連絡先】

東京都消費生活総合センター活動推進課 高齢者見守り・連携担当

TEL: 03-6228-1331

【編集兼発行】東京都福祉局高齢者施策推進部介護保険課

TEL03-5000-7552、FAX 03-5388-1395